

Seed : 種 情報を伝えて大きく育てるとい願

目 次

茨城県最低賃金改定のお知らせ	1
平成 26 年度茨城県立土浦産業技術専門学院 IT 技術科 (若年者対象) 生徒募集	2
11 月は労働保険適用促進強化期間です / 活用しましょう! 年次有給休暇の計画的付与制度	3
子育てにやさしい企業として新たに 2 社を認定しました!	4
労働委員会の窓から	5
報告! インターンシップ	6
ワーク・ライフ・バランスセミナー講師派遣事業のご案内 / ワーク・ライフ・バランス	8
シンポジウム開催のご案内 / 勤労者のための生活資金融資制度のご活用を	

茨城県最低賃金改定のお知らせ

~平成 25 年 10 月 20 日から時間額 713 円に~

茨城労働局長は、茨城地方最低賃金審議会(会長 武田 隆志 弁護士)から答申を受け、茨城県最低賃金を 平成 25 年 10 月 20 日(日)から

茨城県 で働くすべての方へ。
確認しましょう! **最低賃金**
713円 (時間額)
茨城県のこれまでの最低賃金 699円から**14円アップ**
【発効日】平成25年10月20日
パートやアルバイトなどの雇用形態にも適用されます!
必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も。
最低賃金額は都道府県ごとに違うことをご存知ですか?
賃金は最低賃金額以上になっていますか?
使用者は適用される最低賃金額を通知していますか?
スマホ、携帯で調べよう! 自分の賃金と比べよう!
パソコンでも最低賃金がチェックできます!
厚生労働省

時間額 **713** 円
(引上げ額 14 円)

に改定しました。

必ずチェック 最低賃金!
使用者も 労働者も

この茨城県最低賃金は、本県内で事業を営む使用者とその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用されます。

仮に、使用者と労働者の双方が合意した上で、最低賃金未滿の賃金額を定めた場合であっても、その賃金は無効とされ、茨城県最低賃金が適用されます。

なお、特定の産業には産業別最低賃金が適用されます。

【お問い合わせ】茨城労働局労働基準部賃金室(029 - 224 - 6216)
または、お近くの労働基準監督署へ

平成 26 年度茨城県立土浦産業技術専門学院

IT 技術科(若年者対象)生徒募集

取得可能資格

IT パスポート試験	国家資格【(独)情報処理推進機構】
MOS 検定(Word)(スペシャリストレベル)	民間資格【マイクロソフト社】
MOS 検定(Excel)(スペシャリストレベル)	同上
MOS 検定(Access)	同上
Web クリエイター能力認定試験(スタンダード)	民間資格【(株)サーティファイ】
CAD トレース技能審査(初級)	厚生労働大臣認定資格 【中央職業能力開発協会】

日課時限

朝礼	8:35 ~ 8:40
1 時限	8:40 ~ 9:30
2 時限	9:35 ~ 10:25
3 時限	10:30 ~ 11:20
4 時限	11:25 ~ 12:15
昼休み	12:15 ~ 13:00
5 時限	13:00 ~ 13:50
6 時限	13:55 ~ 14:45
7 時限	14:50 ~ 15:40
終礼・清掃	15:40 ~

募集要項

受験資格・・・若年未就職者（高等学校卒業見込み者含む）で 18 歳以上概ね 30 歳以下の者

費用・・・受験料・入学料・授業料は無料です。教科書、作業服等（概ね 6 万円程度）は別途個人負担となります。また、資格試験受験料も自己負担となります。

定員・・・20 名

訓練期間・・・平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月

入学者選考試験日程等

日程	対象者	出願期間	試験日	合格発表日
A 日程	出願時高等学校 卒業見込者のみ	平成 26 年 1 月 20 日(月) ～1 月 31 日(金)	平成 26 年 2 月 7 日(金) 午前 9:00～	平成 26 年 2 月 14 日(金)
B 日程	出願時高等学校 卒業見込み者以外	平成 26 年 2 月 10 日(月) ～2 月 28 日(金)	平成 26 年 3 月 7 日(金) 午前 9:00～	平成 26 年 3 月 12 日(水)

A 日程は、概ね、定員の 50%を合格決定。

B 日程は、出願時高等学校卒業見込の者以外が対象。

試験会場・・・茨城県立土浦産業技術専門学院

選考内容・・・適性検査、面接

その他・・・お申込みの際には、必ず、募集要項をご確認ください。

募集要項と願書は、公共職業安定所及び土浦産業技術専門学院にて配布または当学院 HP からダウンロード可能。

出願書類・・・入学願書（短期課程用） 卒業見込証明書（A 日程受験者のみ）

出願方法・・・(1)A 日程

- 出願期間内に茨城県立土浦産業技術専門学院に持参または郵送してください。
郵送の場合、必ず、簡易書留郵便とし、封筒の宛名面の左下部に「入学願書在中」と朱書きし、受験票返送用の 50 円切手を同封してください（出願期限末日まで消印有効）。
一定の要件（就職を希望しており、就職活動をしていたのにも関わらず、未就職のまま卒業が見込まれるもの、世帯の収入要件等）を満たせば、「職業訓練受講給付金」が該当する場合があります。詳細はハローワークへお尋ねください。
なお、この場合（給付金該当の場合）は、住所を管轄するハローワークでの事前の職業相談が必要となりますので、住所を管轄するハローワークを通してお申込みください。

(2)B 日程

- 必ず住所を管轄するハローワークで職業相談をし、入学願書を出願期間内にハローワークに提出してください。
- 一定の要件（世帯の収入要件等）を満たせば、「職業訓練受講給付金」が該当する場合があります。詳細は、ハローワークへお尋ねください。

主な公共職業安定所（ハローワーク）

名 称	所 在 地
土浦公共職業安定所（ハローワーク土浦）	〒300-0051 土浦市真鍋 1-18-19 TEL 029-822-5124 FAX 029-822-5294
石岡公共職業安定所（ハローワーク石岡）	〒315-0037 石岡市東石岡 5-7-40 TEL 0299-26-8141 FAX 0299-26-8142
龍ヶ崎公共職業安定所（ハローワーク龍ヶ崎）	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町 1229-1 TEL 0297-60-2727 FAX 0297-65-3060

B 日程対象の方は、住所を管轄するハローワークからご応募ください。

その他のハローワークについては、茨城労働局ホームページからご確認ください。

茨城労働局ホームページ <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hw/hwork.html>

【お問い合わせ】茨城県立土浦産業技術専門学院

〒300-0849 土浦市中村西根番外 50 TEL:029-841-3551 FAX:029-841-4465

11月は労働保険適用促進強化期間です

雇うことは、加入すること。

茨城労働局では、労働保険適用徴収業務の重要行政課題として、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。また、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部とも連携して労働保険の適用促進を図っています。

11月は労働保険適用促進強化期間です。

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により一人でも労働者を使用する事業主に加入が義務付けられております。

労災保険給付や失業等給付を通じた労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っており、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

労働保険の適用事業場の現状は、厳しい経済情勢の影響もあり、現在においても依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

そこで、本年11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め全国的に広報活動を展開し、もって労働保険制度のより一層の理解、周知を図り、労働保険の適用促進を図ることとしております。

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、早急に最寄りの労働基準監督署又は公共職業安所で労働保険の加入手続を行われますようお願いいたします。

【お問い合わせ】茨城労働局総務部労働保険徴収室 029-224-6213

活用しましょう！ 年次有給休暇の計画的付与制度

年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残り分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

日数・・・付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が
10日の従業員

5日 事業主が計画的に 付与できる	5日 従業員が自由に 取得できる
-------------------------	------------------------

例2 年次有給休暇の付与日数が
20日の従業員

15日 事業主が計画的に 付与できる	5日 従業員が自由に 取得できる
--------------------------	------------------------

* 前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

導入例・・・所定休日や週末・祝日との組み合わせで連休の日数を増やすことができます。

例 土曜日・日曜日・祝日と組み合わせで4連休に！

平成25年11月			1	2		
3	振休 4	年休 5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

【お問い合わせ】茨城労働局労働基準部監督課 029-224-6214

子育てにやさしい企業として新たに 2 社を認定しました！

～ 社会福祉・介護事業のくるみん認定企業が増えました～



次世代認定マーク
「くるみん」

茨城労働局（局長 中村俊一）では、次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を図るための環境整備に積極的に取り組み、成果を上げている子育てにやさしい企業（くるみん認定企業）として、新たに 2 社を認定しました。これにより、茨城県内のくるみん認定企業は 14 社となりました。

社会福祉法人 恵愛会（つくば市） 1 回目の認定



副施設長 宮本 浩 氏（左）

< 認定を受けてのコメント >

わたくし共は、『困ったらここにおいで』の心で、全ての高齢者を受け入れ、自分の親が、自分自身が「暮らしたい」、「過ごしたい」、「関わりあいたい」と思えるご利用者のトータルサポートセンターを目指します。』を基本理念とし老人福祉事業を行っております。「くるみん」マークの認定について、子育て支援や規程に対する意識調査を全職員に行い、それに基づき今回「育児休業の周知」、「年次有給休暇の取得促進」を目標として取り組み、認定を受けることができました。これからも子育て支援を促進する企業として邁進し、以ては福祉の向上に貢献できればと考えております。

社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会（笠間市） 1 回目の認定



事務局長 菊池 治 氏（左）

< 認定を受けてのコメント >

当会では、育児休業制度や看護休暇制度の内容を社内回覧で周知したことに加え、社内イントラにて制度の積極的な活用を職員に呼びかける他、時間外勤務削減や年次有給休暇の積極的な取得にも取り組んでまいりました。これにより、計画期間中に男性社員が初めて看護休暇を利用するなど一定の成果を上げることができました。今後も、第 2 回の行動計画に基づき、職員が子育てしながら働きやすい職場環境を作るなど、次世代育成支援の推進に積極的に取り組んでまいります。

平成 25 年度「均等・両立推進企業表彰」決定！

～ 石岡市の社会福祉法人 泰仁会（介護事業）の取り組みを表彰～

厚生労働省では、ポジティブ・アクションや、仕事と育児・介護との両立を支援する取り組みを行って、他の企業の模範となるような企業を「均等・両立推進企業」として表彰しており、平成 11 年度から実施しています。

今年度、茨城労働局では従業員が仕事と育児・介護とを両立しやすい職場づくりに積極的に取り組む企業（ファミリー・フレンドリー企業）として、平成 17 年度以来 8 年ぶりに社会福祉法人 泰仁会を表彰しました。

【主な取り組み】

法人として、全ての職員が働きやすい職場環境整備に取り組む方針を明確にし、職員の意見を取り入れ、利用しやすい制度・仕組みづくりを行っている。

育児休業や育児短時間勤務は法律を上回る期間、制度を利用でき、かつ分割取得も可能である等、制度の充実度が高い。

育児休業期間の短い場合の給与保障や子育て支援休暇や特別有給休暇制度など独自の取組により、男性の育児参加を奨励しており、その実績があがっている。

受賞企業のコメント

法人として、職員が働きやすい職場環境を目指して、様々な制度・仕組みづくりに取り組んできたことが認められて光栄に思います。

私共は対人援助サービスでございます。職員の処遇向上によりモチベーションアップに繋がり、利用者サービスに反映されることが期待されます。

今後も、更なる職場環境整備に取り組み、社会福祉法人として模範となるよう、健全な職場づくりをし、サービスの向上に努めてまいります。

労働委員会の窓から 平成25年8月1日～平成25年9月30日

審査事件・・・当該期間中に1件の係属事件が終結しました。現在計5件が係属中です。

終結事件の概要

事件名	業種	申立年月日	申立事項	終結状況
H25(不) 1号事件	地方公務	H25.2.14 労働組合	1 誠実団交応諾 2 配置転換の留保 3 謝罪文の交付	平成25年8月9日、取下書の提出により事件は終結（関与和解）。

調整事件・・・当該期間中に申請のあった2件のうち、1件が終結しました。1件が係属中です。

新規事件の概要

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
(財)J 争議	金融業, 保険業	H25.9.9 労働組合	組合中央執行委員長配転撤回に対する団体交渉応諾
(株)K 争議	製造業	H25.9.11 労働組合	組合員の解雇撤回

終結事件の概要

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
(財)J 争議	金融業, 保険業	H25.9.9 労働組合	組合中央執行委員長配転撤回に対する団体交渉応諾	平成25年9月25日、申請組合から「調整事項が解決した」旨の取下書の提出により終結。

個別あっせん事件・・・当該期間中に申請のあった1件の係属事件が終結しました。
また、以前から係属していた1件の係属事件が終結しました。

新規事件の概要

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
丁事件	製造業	H25.8.28 労働者	使用者側の一連の不誠実な対応に対する損害賠償金の請求

終結事件の概要

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項及び終結状況
丙事件	宿泊・飲食 サービス業	H25.7.12 労働者	平成25年7月12日、労働者個人から、契約の更新を求めたあっせん申請があったが、被申請者側があっせんに応じる意思がないため、8月2日、あっせん不開始として終結。
丁事件	製造業	H25.8.28 労働者	平成25年9月24日、あっせん員協議のうえ、労使各あっせん員が個別折衝を行ったところ、労使双方が本事件のための解決金額に合意したことから、あっせん員立会いのもと協定書を締結し終結。

【お問い合わせ】

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL 029 - 301 - 5563（総務調整課） 029 - 301 - 5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/tirou/tirou.htm>

報告！インターンシップ

平成 25 年 8 月 26 日～9 月 6 日の 2 週間，茨城県労働政策課で 3 人の学生がインターンシップを行いました。

以下，インターンシップ生による報告です！

インターンシップの内容

労働政策課に関わる新聞記事の切り抜き作業やアンケートの集計，Seed 編集が主な作業でした。また，労働局などへ庁舎から出かけての活動も行いました。

障害者就業・生活支援センター連絡調整会議

この会議では，障害者の職業紹介状況と障害者雇用施策についての説明，「障害者就業・生活支援センターなかま」の取り組みの現状の報告，企業側が障害者を雇用するにあたりどう考えているのかといった企業側の声も報告されていました。また，「自閉症の人が見えている世界」という DVD を鑑賞し，障害を持つ方々に対して理解を深めるといった活動がなされていました。様々な立場の方々からお話を聞くことができ，より理解を深めることが出来たと同時に支援する難しさというものを感じました。

茨城労働局 8 月定例記者会見

労働局の定例記者会見では，県内の求人数や求職数といった雇用情勢や，県内の労働災害発生状況，更に労働局のイベント等取り組みについて説明を受けました。記者会見は，労働局と新聞社という異なる立場の方々が相対する場であり，大学生では見られない実際の社会の現場を見ることができました。

いばらき就職・生活総合支援センター（ジョブカフェいばらき）

いばらき就職・生活総合支援センターでは，就活模擬体験や求人登録業務補助を行いました。業務内容の理解を深めるため，利用者側の体験を中心に実習を行いました。就活模擬体験として適性診断や求人票検索，キャリアカウンセリング，面接やビジネスマナーについてセミナーを受けました。その後，利用者として体験したことを基に「より利用しやすくするための方策」というテーマについて考え議論しました。



～ インターンシップを振り返って ～

島田拓也（東洋大学 3年次）

インターンシップで県庁の業務内容，特に労働政策の業務に関して間近で見ることができ，理解が深まりました。また，様々な方と話す中で，簡潔にわかりやすく思っていることを伝えるということは意外と難しいと感じました。職員の皆さんは勉強しながら仕事をされていて，情報をととても大切にしていました。私も日々の経験や得た知識を大切にしていきたいと思います。このかけがえのない経験を就職活動に活かします。

神宮優助（茨城大学 3年次）

私にとってこの2週間のインターンシップはとても貴重なものになりました。インターンシップを申し込んだきっかけは，就職活動を目の前にして，「働く」ということがどういふことなのかを知っておきたいと思ったからです。実際に業務を行う中で，私が想像していた通りのこともありましたが，そうではないこともありました。私の考えていたものと現実との差というものを確認することができよかったです。

津島有美子（茨城大学 3年次）

この度のインターンシップでは，普段見ることのない行政のお仕事を間近で見ることができました。障害者就業・生活支援センターや労働局には，インターンシップに参加しなければ訪問する機会がなかったでしょうから，大変貴重な経験となりました。また，労働政策課でのお仕事は，これから就職活動を行う身としては，とても勉強になることが多かったです。ここでの経験をこれからの進路選択に活かしていきたいと思います。

～終わりに～

2週間という長いようで短い時間でしたが，とても充実した日々を過ごすことが出来ました。この経験を今後活かしていきたいと思います。



ワーク・ライフ・バランスセミナー講師派遣事業のご案内



県では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みを推進するため、無料で講師を派遣します。ワーク・ライフ・バランスとは何か、どのように取り組んでいけば良いのか、などについてぜひ学んでみませんか。

- 1 講師：ワーク・ライフ・バランスアドバイザー（県が委嘱した社会保険労務士）
- 2 時間：45分程度
- 3 派遣料：無料（会場はご用意ください。また、講師作成資料の印刷はセミナー主催者のご負担となります。）

ワーク・ライフ・バランスシンポジウム開催のご案内

県では、ワーク・ライフ・バランスに対する住民の合意形成促進、企業の取組の促進及び気運醸成のため、シンポジウムを実施します。ワーク・ライフ・バランスに熱心に取り組んでいる企業の方や、学識経験者の方のお話をうかがえる貴重な機会ですので、皆様の積極的な参加をお待ちしております。

- 1 日時：平成25年11月28日（木）13時30分から
- 2 場所：茨城県庁講堂（9階）
- 3 その他：このシンポジウムは、「ハーモニー功労表彰式」と併せて開催します。

ハーモニー功労賞

職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における活動を通じて、男女共同参画についての先駆的な功績のあった個人・団体・事業所に功労賞を授与するもの



【お問い合わせ】

茨城県商工労働部労働政策課 労働経済・福祉グループ

電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

労働政策課ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/wlb/wlbtop.html>

労働政策課公式フェイスブックページ 「いばらきワークライフバランス倶楽部」 <https://www.facebook.com/ibaraki.wlb>

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。

	勤労者緊急生活資金融資制度	失業者等緊急生活資金融資制度
対象者	県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方	県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方 失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件となります） 勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
使途	自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等） 医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等） 教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等） 災害・交通事故のため必要となった資金 転居費用	日常生活に必要な生活資金
融資額	100万円以内	50万円以内
利率	年利1.7%（別途保証料0.7%）	年利1.2%（別途保証料0.7%）
返済	5年以内（6ヶ月以内の元金据置期間を含む）	
その他	融資利率は、平成25年4月1日現在の利率です。予告無く変更する場合があります。審査に必要な書類等は下記までお問い合わせください。	

【お借入申込み】中央労働金庫県内各支店

【お問い合わせ】中央労働金庫茨城県本部（Tel:029-221-4181）

茨城県労働政策課（Tel:029-301-3640）

茨城労働 Seed 茨城県商工労働部労働政策課
11月号 第678号 〒310-8555 水戸市笠原町978番6
平成25年11月発行 TEL 029-301-3640
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/>